

令和4年第11回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和4年11月24日（木）第11回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所仮庁舎大会議室において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	7番 荻 原 俊 彦
8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世	10番 奈 良 茂 男
11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄	13番 安 生 芳 子
14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也	17番 大 森 用 子
18番 青 木 正 好		

(16名)

欠席委員

6番 川 田 武 雄 、 16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 事 渡 邊 恵 梨 子

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第11回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

1番 塩 入 佳 子 委員 、 12番 奈良部 繁 雄 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買1件、贈与4件、賃借権設定1件、使用賃借権設定1件、合計7件の許可申請が提出されました。なお、議案書3ページ7番の賃借権設定は、新規就農に係る案件であるため、事前に廣瀬博農業委員、金子重博推進委員による聞き取り調査を行いました。また譲受人は、法人ですが農地所有適格法人には該当しない一般法人であるため、解除条件付き貸借契約による許可申請であります。結果はこの後の地元農業委員の意見で説明があります。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番から3番を説明させていただきます。1番の加園の件ですが、加園の●●さんから富岡の●●さんへの贈与です。●●さんは菊沢地区の推進委員で農業を熱心にやられている方です。申請地には蕎麦を作るといことです。問題はありませのでご承認のほどよろしくお願いたします。2番と3番は譲受人が同じですので、一括してご報告させていただきます。武子の●●さんと●●さんから千渡の●●さんへの贈与です。合わせて2,967㎡です。畑には梨を作るといことです。問題はありませのでご承認のほどよろしくお願いたします。

◎吉高神 勇委員 4番、塩山町の件については、筆数が20筆で17,176㎡です。譲渡人は武子の●●さん、譲受人が上奈良部町の●●さんで農業と会社員をやっています。この方は実家のお父さんが亡くなり、田畑を相続しましたが渡邊さんは農業をやらないといことので一括して売買を申し出ました。買受する●●さんは農家住宅も一括して購入したので、家をリフォームしてそこに従業員を住まわせて一緒に農業をやるといことのです。トラクターも2台あり、里芋を植える機械やネギを植える機械も購入されておりました。田は従来通り水稻を栽培し、畑に里芋やネギを植えると話しておりました。周囲の農家の指導も受けながらアルバイトなども使ってやっていきたいといことのです。5番の上奈良部町の件については譲渡人が●●さん、譲受人が先ほどの●●さんです。これについては、昨年より●●さんから贈与を受けて田畑を耕作していましたが、残っている部分を今回贈与で譲り受けるといことのです。宜しくお願いたします。

◎奈良部繁雄委員 6番の使用賃借権設定でございます。栃窪と茂呂の5筆、合わせて5,227㎡です。●●さんから●●さんへの使用賃借権設定です。●●さん●●さんは親子関係で、現在は同居中です。独立をして、さつきの栽培・販売をやっていきたいといことので、本人にも話を聞いてきましたが、何ら問題はありませのでご承認のほど宜しくお願いたします。

◎大森用子委員 7番、中粕尾の●●さんから東京都の●●への賃借権設定です。先ほど説明

がありましたとおり、新規就農者面談で話を聞きました。営農型の太陽光発電事業を初めてやるのかと思いましたが、既に他の場所で実施しており様々な作物を栽培しているということ、鹿沼市内でも農地ではない場所でブルーベリーを栽培しているということです。中粕尾においては観賞用の観葉植物やタロイモを栽培する予定ということです。周囲の状況から問題はないと思われますので、宜しく願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎塩入佳子委員 基本的なことですが賃借権設定と使用賃借権設定の違いを教えてください。

◎事務局（渡邊主事） 使用賃借権設定につきましては、無償での貸し借りになります。賃借権設定になりますと、何かしらの対価を払っての貸し借りになります。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から7番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、上石川における●●さん申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を畑、西と北を道路、南を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。2番、北半田における●●さん申請の宅地への進入路への転用については、東と南を道路、西を畑、北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。以上、お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（奈良部繁雄委員） ご報告いたします。去る11月18日に私と田島委員、事務局の橋本事務局長、宇賀神係長、田野井主査の5名で現地調査を行いました。まず1番の上石川の件は、●●さんの園芸用土採取のための一時転用です。場所は、みなみ小学校から南東へ約1.2kmの場所です。周囲の状況からみて何ら問題はないと見てまいりました。つづいて2番の北半田の件は、●●さんの宅地への進入路が狭いということで、進入路の拡張の転用でございます。場所は清州第2小学校から南東へ約400mの所であります。周囲の状況からみて、何ら問題はないと思われますので、ご承認のほど宜しく願いいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎江俣伸一委員 1番、池ノ森の●●さん申請の上石川の件は、園芸用土採取の為の一時転用です。現地調査員の報告どおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎青木正好委員 2番、北半田の●●さんの件ですが、自宅に入る道路がちょっと狭いので48㎡ほど広げたいということです。現地調査員の報告のとおり何ら問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。1番、武子における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を畑、南を雑種地、北西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、栃窪における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を畑と墓地、西と北を畑、南を道路に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。3番、茂呂における●●さん申請の園芸用土採取のための一時転用については、東と西と北を畑、南を道路に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。4番、下石川における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東と南を山林、西と北を道路に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。5番、磯町における●●申請の園芸用土採取の表土置場のための一時転用については、東と西を道路、南と北を畑に囲まれた農地です。本申請は本年8月の農業委員会にて許可となりました園芸用土採取の一時転用につきまして、土採取場の北側へ表土置場を新たに確保する変更申請となっております。また、申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。なお本件は許可前に同目的に利用されていたことから始末書付きとなっております。6番、藤江町における●●さん申請の園芸用土採取のための一時転用については、東と西と南を道路、北を畑と宅地と道路に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。7番、中粕尾における●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用については、北と南を畑、東を道路、西を水路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がりがある第1種農地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。本申請は、同申請人が議案第1号の7番、農地法第3条許可申請により解除条件付きで賃借権を設定する農地であり、全体のうち約1,000㎡の農地に太陽光パネルを載せたハウスを建設し、

ハウス内で観葉植物のヤシ類を、ハウス外側の直射日光下でタロイモ等を露地栽培することとしております。この営農型太陽光発電設備は通常の太陽光発電設備への永久転用とは異なるため、制度についてご説明いたします。営農型太陽光発電設備とは、太陽光パネルを地上から約2mのところに設置し、その下部の農地において営農を継続するもので、3年間の一時転用であります。日照の作物への影響等を確認するため、1年ごとに生育状況や収量の報告が義務づけられております。転用期間中、その下部で営農の適切な継続が確保されており、かつ、今後とも営農の適切な継続が確保されることが確実に認められる場合には、再度一時転用許可申請、延長申請を行うことが可能となっております。今回の申請は下部で観葉植物のヤシ類を栽培することとしており、農林水産省及び農村振興局より通知された営農型太陽光発電設備の許可制度に係る処理基準を満たしているものと判断いたしました。8番、上永野における●●申請の砂利採取のための一時転用については、東と西と南を水路、北を田に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。以上5条転用8件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（奈良部繁雄委員） ご報告いたします。1番、武子の件は、千渡の●●さんから東京都品川区の太陽光発電事業●●への売買による太陽光発電設備への転用です。場所は市立につこり保育園から北西に約400mの所です。周囲は、東と南は資材置場、北は太陽光設備が設置されている所です。周囲の状況からみて何ら問題はないと思われます。2番、栃窪の件は、農業の●●さんから宇都宮市古賀志町の園芸用土採取販売業●●への園芸用土採取のための一時転用になります。場所は県立鹿沼東高校から北へ約1kmの所になります。周囲の状況から見て何ら問題はないと思われます。

◎現地調査員（田島正男委員） 3番の茂呂の賃借権設定の件は、鹿沼市公設市場から南へ約400mの所にあり、園芸用土採取のための一時転用です。周囲の状況からみて問題はないと見てまいりました。4番の下石川の賃借権設定の件は、免許センターから南東へ約600mの所にあり、園芸用土採取のための一時転用です。周囲の状況からみて問題はないと見てまいりました。5番の磯町の賃借権設定の件は、南押原小学校から南へ約300mの所にあり、園芸用土採取の表土置場の一時転用です。周囲の状況から見て問題はないと思われますが、現地は既に表土が山になっており始末書が必要と見てまいりました。6番の藤江町の賃借権設定の件は、南押原小学校から東へ約1.3kmの所にあり、園芸用土採取のための一時転用です。畑には竹が茂り近所に迷惑になっているとのことでしたが、竹藪がなくなりきれいに畑として整地されるとのことで、問題ないと見てまいりました。7番の中粕尾の賃借権設定の件は、粕尾コミセンから西へ約900mの所にあり、営農型太陽光発電設備のための一時転用です。発電設備の下はハウスにするとのことです。残りの土地は畑として普通に使用するとのことです。周囲の状況から見て問題はないと見てまいりました。8番の上永野の賃

借権設定の件は、市立永野小学校から南東へ約700mの所にあり、砂利採取の為の一時転用です。周囲の状況から見て問題はないと見てまいりました。以上で現地調査の報告を終わります。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番の武子の件は、千渡の会社員●●さんから東京都の太陽光発電事業●●への売買による太陽光発電設備のための転用です。現地調査員の報告の通り問題はないと思われまますのでご承認のほど宜しくお願いいたします。2番の栃窪の件は、栃窪の農業●●さんから宇都宮市古賀志町の園芸用土採取販売業●●への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題はないと思われまますのでご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎奈良部繁雄委員 3番、茂呂の賃借権設定の件は、上奈良部町の相続人●●さん他2名から、西茂呂の建材業●●さんへの園芸用土採取の為の一時転用です。事務局と現地調査員の報告のとおり何ら問題はないと思われまますのでご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎江俣伸一委員 4番下石川の件は、下石川の●●さんから茂呂の●●への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませんのでご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎鈴木克男委員 5番、磯町の件ですが、北赤塚町の●●さんから楡木町の●●への賃借権設定による園芸用土採取の表土置場のための一時転用です。ただ今の現地調査員の報告のとおりですが、採取の土が置かれていますので始末書が必要かと思ひます。続いて6番、藤江町の件は、場所は昔の藤江小学校、今は藤江町コミュニティセンタになっている所から東へ200m行った道路から南へ50mの場所になります。所有者の宇都宮市の農業●●さんは、そのすぐ北側が宅地でそこが実家でした。そこを宇都宮市の建材業の●●さんへの賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用になります。現地調査員の報告のとおり問題はありませんのでご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎大森用子委員 7番、中粕尾の●●さんから●●への営農型太陽光発電設備への賃借権設定です。事務局や現地調査員の報告のとおり問題はありませんので宜しくお願いいたします。8番、上永野の●●さんから●●への砂利採取一時転用のための賃借権設定です。こちらも事務局や現地調査員の報告のとおり何ら問題はありませんので、宜しくお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎吉高神 勇委員 7番の中粕尾の件ですが、これは3条の7番で賃借権設定された土地を農

地として貸しているのに、その内の2.72㎡をまた5条で、同じ賃借権設定で太陽光の該当部分だけを転用としての申請ということでしょうか。3条で全面積を借りて、その上で更に転用で太陽光とのことですが、太陽光部分の面積が重複してしまうのではないのでしょうか。

◎事務局（田野井主査） 説明させていただきます。3条で全面積を賃借して、今回支柱部分について2㎡程借りることになっています。そのことについては賃借権自体が重なることは民法上可能だということと、このような処理をするという県の指示ですので、こうした申請でやるということになっています。3条の部分さらに2㎡分貸すというように見えるのですが、あくまでも一時転用ということに営農型はなっていますので、重なっている面積として見て頂きたいと思います。5条は柱の面積だけです。基本的に営農を妨げないような、最小限の柱だけの面積を転用するというかたちにしなさいというふうに営農型についてはなっています。

◎鈴木克男委員 ちょっと細かいことを聞きたいのだが、実際に支柱を見てきたが10cm角ぐらいだった。支柱に対しての規定はあるのでしょうか。それと今回申請の2.72㎡ということだと支柱は何本になるのか。また高さの規定はあるのか、1mではだめなのか2mじゃないとだめなのか。下で営農するから3mとか5mでもいいのか。そういった規定なども教えていただきたい。一時転用だからまた元に戻すのかとかも説明していただきたい。

◎事務局（田野井主査） 高さは2m以上と決まっています。一時転用としては3年間というように決まっています、それは通常の一時的転用が3年を上限としているからです。ソーラーパネルの耐用年数は20年くらいらしいのですが、営農が無事に3年間続けられて、さらに3年間の延長、また次の3年間というように、ソーラーパネルの寿命が尽きるまで延長することが可能です。次の3年間も営農される見込みがあるかどうかは、年に1回1月頃に報告書を出してもらうことになっていますので、その内容で判断させていただくこととなります。また高さにつきましては農林水産省の処理基準で2m以上とされていて、上限が何mまでは書いてはいないのですが、少なくとも2m以上という内容ですので、1mという高さでは営農型としては認められません。柱の太さについては、基本的にソーラーパネルを載せられる強度は確保しつつ、無駄な太さは止めてほしいということになっていますので、農地を削りすぎない必要最小限のもので、下の営農に支障をきたさない支柱でやって下さいということになっています。また今回の支柱の本数は88本で、1本は6cm×5cm角くらいです。

◎議長 営農型太陽光について、営農の報告はどこに提出されるのか。また、どういう内容が提出されたかなどは農業委員に報告はあるのか。

◎事務局（田野井主査） 事務局の方に報告となっています。鹿沼市ですと櫛栽培での営農型が中栗野と口栗野の2件ありまして、栽培状況の写真付きで今年は櫛が何kg採れましたとい

う報告書が毎年提出されています。それは事務局で受理し県の方へ報告しています。農業委員の方への報告はこれまではしていませんでした。

◎鈴木克男委員 営農型太陽光と一般の太陽光では許可基準に違いはあるのでしょうか。一般の太陽光は許可されない場所もあるが、営農型だと周囲が農地でも許可が出てしまう感じがするが。

◎事務局（田野井主査） 営農型はそもそも営農を継続することと、荒廃農地・遊休農地の利活用ということが目的となっています。営農を継続するのであれば、基本的には場所を問わず、農振農用地であろうとも第1種農地であろうとも可能です。メンテナンス用の進入路や農作業するための通路が確保されていれば、基本的にどこでも作れます。但し営農型は日陰でも作物が育てられて営農が続けられる根拠と、2m以上の高さに太陽光パネルを設置すること、年1回の報告が義務付けられていることが必要な要件になります。それに対して一般の太陽光設備については、農地ですと第1種農地とか農振農用地にはまず作ることができません。作ることができるのは、例えば農地ではない隣接地との組み合わせの最小面積で、少しだけ第1種農地にかかってしまうとかの場合になります。なお、宅地や雑種地、山林などに作ることについては、他法令との調整が必要ですが、基本的には農地以外の地目については制限はされていません。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和4年11月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書7ページから8ページをご覧ください。更新の利用権設定が8件、11筆、21,532㎡となっております。続いて、議案書9ページから10ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が5件、8筆、6,752㎡となっております。続いて、議案書11ページをご覧ください。所有権移転が1件、4筆、1,392㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から14番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし

議案説明を事務局に求めた

◎事務局（星野主査） 農政課農政係の星野です。よろしくお願ひします。それでは、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」について説明させていただきます。議案書12ページ及び案内図をご覧ください。農政課では全ての申出案件について現地調査を行いました。今回除外の申出のあった案件について説明いたします。まず番号1番について説明いたします。下沢、●●さん申出の一般住宅です。場所は市立菊沢西小学校から北西へ約2kmに位置しています。利用予定者は申出人本人で、土地所有者の●●さんは申出人の父にあたります。申出人は現在、両親、兄弟姉妹、妻、子ども達と実家に暮らしていますが、子どもの成長と共に手狭となることや、将来の両親の生活支援を見据え、実家に隣接する当該申出地を選定しました。面積は1筆で282㎡、東と西と南を畑、北を宅地に接しています。続いて番号2番について説明いたします。上南摩町、●●申出の工場駐車場です。場所は出会いの森福祉センターから西へ約450mに位置しています。利用予定者は申出人本人で、現在、板金加工や塗装工事業を営んでおります。申出人は業績の拡大に伴い既存の駐車場部分に工場を増設するため、新たに別の駐車場敷地を確保する必要が生じたことから、工場東側に隣接する当該申出地を選定しました。面積は1筆で1,209㎡、東と南と北を畑、西を宅地に接しています。続いて番号3番について説明いたします。茂呂、●●さん申出の農家住宅敷地です。場所は鹿沼市花木センターから東へ約500mに位置しています。利用予定者は申出人本人で、土地所有者の●●さんは申出人の父にあたります。申出人は現在、花きや花木の栽培を行っており、妻、子ども達と鹿沼市内のアパートに暮らしています。今後、子どもの成長と共に手狭となることや、通勤の利便性を考え、経営店舗からほど近い当該申出地を選定しました。面積は1筆で383.96㎡、東と西を畑、南と北を宅地に接しています。続いて番号4番について説明いたします。藤江町、●●さん申出の農家住宅です。場所は、市立南押原中学校から東へ約1.3kmに位置しています。利用予定者は●●さんで、●●さんの子にあたります。申出人家族は現在、申出地の南側にある住宅に住んでいますが、老朽化により建て替えを行うため当該申出地を選定しました。申出地は1筆で362.27㎡、東と北を畑、西と南を宅地に接しています。いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われまゝ。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎星野哲郎委員 1番、下沢の件は、所有者が●●さんで一般住宅の利用が長男である●●さんの、畑の農振除外の申請になります。場所は西小学校から北西に約2kmの古峰ヶ原街道沿いの所です。現在、●●さんの方の実家は昨年生まれた長男の●●さんの子供を含めて7人で住んでいるのですが、家が手狭になることと今後のことを含め考えて、隣接した畑に長男夫婦の家を新築することになった次第です。特に問題ありませんので、ご承認をお願ひいた

します。

◎奈良茂男委員 2番、上南摩の件は、ただ今の農政課の報告の通り今まで駐車場として使用していた所に新しい工場を建設中です。そのため駐車場が手狭になったので申請地を選出した訳です。何ら問題はないと思われます。ただ、道路を挟んでの工事になるため、思川開発事業の南摩ダムに関する車両がずいぶん多く通っているのでその辺だけが気がりですが、問題はないと思われますので、ご承認のほど宜しく願ひいたします。

◎奈良部繁雄委員 3番の件は農政課の報告の通りであります。●●さんから●●さんへの農業住宅の除外です。場所は花木センターから東へ約500mの所にあります。周囲の状況から見ても何ら問題はないと思われますので、ご承認のほどよろしく願ひいたします。

◎鈴木克男委員 4番の藤江町の件ですが、先ほども説明しましたが道路沿いに●●さんの家があり、そのすぐ後ろに息子の●●さんが家を建てる予定です。農政課の報告の通りですのでご承認を願ひいたします。

◎議長は、議案第4号について意見を求めたが、意見は無かったため、1番から4番について異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時23分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和4年11月24日

議 長

署名委員

署名委員
